



ご存知ですか 障害者への 各種助成制度

本市では、「すべての市民が住みよいまち」を目指して、障害者計画・障害福祉計画を策定し、障害者福祉施策の推進を図っています。各種制度について詳しくは障害・社会福祉課へお問い合わせください。

障害福祉サービスの拡充

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されました。さらなる福祉サービスの充実を図るため、難病などにより一定の障害がある方も、障害福祉サービスが受けられるようになりました。

各種手当

① 特別児童扶養手当

【対象】 Ⅱ 重度または中度の障害のある20歳未満の児童を養育している方など

【支給額】 Ⅱ 月額

▼ 1級(重度) Ⅱ 5万4000円

▼ 2級(中度) Ⅱ 3万3570円

* 支給額は、平成25年4月1日現在です。

* 児童が障害を支給事由とする年金を受給している方または施設(母子入所を除く)に入所している方は対象外です。

② 障害児福祉手当

【対象】 Ⅱ 20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

【支給額】 Ⅱ 月額1万4280円

* 支給額は、平成25年4月1日現在です。

* 障害を支給事由とする年金を受給している方または施設に入所している方は対象外です。

③ 特別障害者手当

【対象】 Ⅱ 20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

【支給額】 Ⅱ 月額2万6260円

* 支給額は、平成25年4月1日現在です。

* 施設に入所の方または3カ月以上継続して病院・老人保健施設などに入院・入所している方または老人介護手当を受給している方は対象外です。

各種手当所得状況届を提出してください

現在、①、②、③を受給されている方は、本年8月から平成26年7月までの支給資格確認のため、8月上旬発送予定の「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

【受付期間】 Ⅱ 8月12日(月)～9月10日(火)
* 土、日曜日を除く

重度心身障害者医療費助成制度

重度の身体障害者および知的障害者の方に對する医療費の助成制度です。

医療保険適用の自己負担金について、医療機関に支払った後に申請していただく、助成金が振り込まれます。

身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)

身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、「身障者用駐車場利用証」が交付されます。

利用証は、北薩地域振興局(川薩保健所内)およびハートピアかごしま(鹿児島市)で交付を行っています。申請方法、交付対象者などは、県ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)をご覧ください。お問い合わせください。

* 利用証をお持ちでない方は、この制度のある駐車場に駐車しないなど、ご協力をお願いします。

【申請・問合先】 Ⅱ 北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(隈之城町) Ⅱ (23) 3166



オストメイト対応トイレ 設置場所

市では、人工肛門や人工ぼうこうを保有している方に対応したトイレを次の施設に設置しました。

- ▼ 道の駅樋脇遊湯館 Ⅱ トイレ
- ▼ 川内駅(西口、東口) Ⅱ 多目的トイレ
- ▼ サン・アビリティーズ川内 Ⅱ 障害者用トイレ
- ▼ サンアリーナせんだい Ⅱ 障害者用トイレ
- ▼ 川内保健センター Ⅱ 1階多目的トイレ
- ▼ 樋脇保健センター Ⅱ 1階多目的トイレ
- ▼ 国際交流センター Ⅱ 1階多目的トイレ
- ▼ どうこう温泉ゆったり館 Ⅱ 屋外トイレ
- ▼ 川内汚泥再生処理センター Ⅱ 2階トイレ

公共交通機関普通運賃割引制度

第1種身体障害者手帳を所持している方は、介護人証を提示すると、本人と介護者のバスなど公共交通機関普通運賃が半額になります。(70歳以上の方は、お出かけ支援券も利用できます。)

【申請・問合先】 Ⅱ 本庁障害・社会福祉課障害福祉G

Ⅱ (23) 5111(内線2181・2183)
* 各種制度について詳しくはお問い合わせください。

相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援を行います。虐待・権利侵害などを受けた、または発見した場合は、速やかに相談・通報してください。

基幹相談支援センター(虐待防止センター)

可愛会	〒 895-0065 宮内町 2641 ☎ (22)0112 ☎ (22)0116
薩来園	〒 895-1401 入来町副田 5956-9 ☎ (44)2374 ☎ (44)2785
サニーサイド	〒 895-0072 中郷町 4708-1 ☎ (21)1221 ☎ (20)0598

* 虐待防止センター(夜間受付専用電話)
☎ 080(5803)5358

指定福祉避難所

7カ所の障害者支援施設などと福祉避難所の協定を締結しています。福祉避難所利用の際は市役所への連絡が必要です。* あらかじめ予測可能な避難(予防避難)の場合は短期入所などの障害福祉サービスをご利用ください。ご利用の際は障害程度区分認定が必要となります。

事前に障害・社会福祉課にご相談ください。

福祉避難所

- ▼ 亀山苑(宮内町)
- ▼ 川内なすな園(五代町)
- ▼ 薩来園(入来町副田)
- ▼ 川内白興園(百次町)
- ▼ 新葉学園(樋脇町塔之原)
- ▼ 障害児学童保育所(中郷町)
- ▼ 共同生活援助リベロ(水引町)

福祉タクシー等利用券

【対象】 Ⅱ 市内に居住しており、次のいずれかに該当する方(①、②、③は普通自動車運転免許所持者を含む)

- ① 身体障害者手帳1、2級所持者
- ② 療育手帳A1、A2所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの18歳未満の方で、同一世帯に普通自動車運転免許所持者がいない方

【助成額】 Ⅱ 1万円(500円×20枚)

* 本市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両、甌島定期航路船のみ有効です。

* 施設入所者は対象外です。

【申請方法】 Ⅱ 障害者手帳などと印鑑を持参の上、本庁2階障害・社会福祉課または各支所までお越しください。